

会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号に定める

事後備置書類

(吸収分割に関する事後備置書類)

平成 30 年 8 月 1 日

中部電力株式会社

株式会社 CD エナジーダイレクト

平成30年8月1日

会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号に定める事後備置書類
(吸収分割に関する事後備置書類)

中部電力株式会社

愛知県名古屋市東区東新町1番地

代表取締役社長 勝野 哲



株式会社 CD エナジーダイレクト

東京都中央区日本橋室町4丁目5番1号

代表取締役社長 小津 慎



中部電力株式会社（以下「中部電力」といいます。）と株式会社 CD エナジーダイレクト（以下「CD エナジーダイレクト」といいます。）は、平成30年5月29日付で締結した吸収分割契約書（以下「本件吸収分割契約」といいます。）に基づき、中部電力を吸収分割会社、CD エナジーダイレクトを吸収分割承継会社とし、平成30年8月1日を効力発生日（以下「本件効力発生日」といいます。）として、中部電力の首都圏における家庭用電力小売事業に関して有する権利義務を CD エナジーダイレクトに対して承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

本件分割に関し、会社法第791条第1項第1号、第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条の規定により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日

平成30年8月1日

2. 吸収分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本件分割は、会社法第784条第2項に規定する場合に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

本件分割は、会社法第784条第2項に規定する場合に該当するため、中部電力は会社法第785条第3項の規定に基づく株主への通知は行っておりません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

会社法第787条の規定による手続については、該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

中部電力は、会社法第 789 条の規定により、平成 30 年 6 月 29 日、中部電力の債権者に対し、本件吸収分割について異議申述の公告を行いました。が、会社法第 789 条第 1 項の規定により本件分割に異議申述を行った中部電力の債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

同条に基づき請求を行った株主はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

CD エナジーダイレクトは、会社法第 797 条第 3 項の規定により、平成 30 年 7 月 10 日付で、CD エナジーダイレクトの株主に対し、本件分割をする旨並びに吸収分割会社である中部電力の商号及び住所を通知しましたが、所定の期間内に株式の買取請求を行った株主は、ありませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

CD エナジーダイレクトは、会社法第 799 条の規定により、平成 30 年 6 月 29 日、CD エナジーダイレクトの債権者に対し、本件分割について異議申述の公告を行いました。が、会社法第 799 条第 1 項の規定により本件分割に異議申述を行った CD エナジーダイレクトの債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

CD エナジーダイレクトは、本件効力発生日をもって、本件吸収分割契約に基づき、中部電力の首都圏における家庭用電力小売事業に関して有する権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

本件分割に係る変更の登記を効力発生日である平成 30 年 8 月 1 日から 2 週間以内に申請する予定です。

6. その他吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

本書は原本と相違がないことを証明します。

平成30年8月9日

愛知県名古屋市東区東新町1番地

中部電力株式会社

代表取締役社長

社長執行役員

勝野

哲



